

なぜ

# 今NGO(国際民間協力団体)なのか

## 難民救援活動と国家主権

アジア医師連絡協議会(A.M.D.A.)  
代表 菅波 茂

難民の定義は「パスポートを持ってない人」

です。国民の定義は「納税による国家の保護のある人」です。国民が国民の保護を国家に期待し、国家は国民のために利益を追求するのが義務です。国家の形態にも部族国家から民主主義国家まで多種多様です。しかし、隣国の国民が難民となって国境を越えて流入するときにその国の国民生活に損失を与えることは明白です。このときの問題は、その国と隣国との歴史的及び文化的関係によって異なってきます。したがって難民だからかわいそうといった視点だけでは事の本質を見失います。

国連機関で難民を担当するのは国連難民高等弁務官です。難民には難民が流入した国家と国連難民高等弁務官が関与します。この両者の関係はどうなっているのでしょうか。当事国でない国から難民救援活動に参加するときにぜひ認識しておく必要があります。ソマリア難民救援医療活動をケーススタ

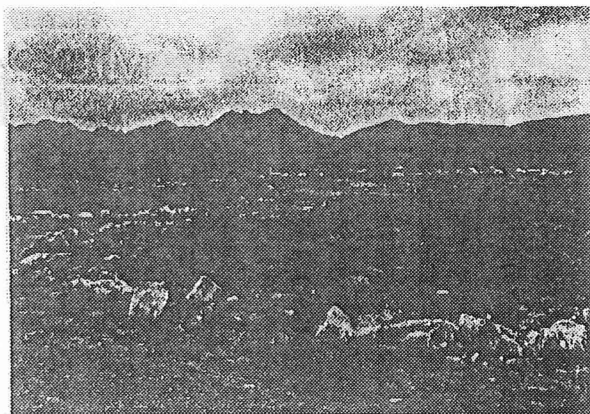
ディに取り上げてみます。このチーム発足のきっかけは、フアラール駐日ジブチ共和国大使からアジア医師連絡協議会へのジブチ国内ソマリア難民救援活動要請でした。ジブチ共和国人口約60万人にソマリア難民約8万人が流入しているため首都であるジブチヒルの医療機関利用者の8割がソマリア難民であるという説明でした。ジブチ共和国の国民はソマリア人、エチオピア人及びアラブ人などによって構成されており、ソマリア人難民は客人として扱っている。病気を抱えたソマリア人難民は国境にある難民キャンプから治療を受けるために首都ジブチヒルに流入しており、本来のジブチ人のための医療が破壊されかけているとのことでした。アジア医師連絡協議会に対する要請内容は、国境にある難民キャンプでの医療活動だけでなく首都ジブチヒルにあるダル・エル・ハナン産婦人科専門病院の医療支援活動も含まれていました。

ちなみにフアラール大使は全権大使です。全権大使とはその国を代表して発言する権限を持っていることを意味します。たとえば、全権大使が酔っ払って「我が国は今より貴国と戦争状態に突入した」といってもそれは公式な宣戦布告になるわけではありません。これが全権大使の重みなのです。アジア医師連絡協議会が全権大使の要請を受けて医療チームを派遣することを決定しました。早速私たちはアフリカ経験の深い津曲兼司事務局長、国井修副代表、田中政宏広報局長を順次調査に派遣しました。3名の医師はジブチ共和国政府保健省、外務省、難民局、国連難民高等弁務官現地事務所など難民医療活動に必要な各組織と接触調査をしました。この調査結果を受けて田村正徳医師を医療活動支援の先陣を切って派遣しました。

ここで大きな問題が発生しました。ジブチ共和国内国連難民高等弁務官事務所責任者が「国境なき医師団オランダ」とジブチ

国内ソマリア難民医療活動に関する専属契約を締結してしまつたのです。即ち国連難民高等弁務官現地事務所の責任者の言葉によると、「国境なき医師団オランダ」がソマリア難民に関する医療活動の担当NGOになり私たちは「国境なき医師団オランダ」の許可でしか行動できなくなつたわけです。国連難民高等弁務官が「国境なき医師団オランダ」を医療担当NGOに指定した理由として下記のことを考えられます。

- 1 「国境なき医師団オランダ」はソマリア難民流入前からジブチ共和国内で僻地医療センターの運営協力をしていた。
- 2 「国境なき医師団」は国連難民高等弁務官と難民救援医療活動の長い歴史があり相互理解ができていた。
- 3 アジア医師連絡協議会に関する情報不足のため難民医療活動についての担当NGO指定契約をしなかった。



●JJ Field Freeでは、読者の皆様の原稿を募集しております。掲載させていただいた場合は図書券3,000円と掲載誌を贈呈いたします。

〈原稿送付先〉

〒163-06  
東京都新宿区西新宿1-25-1  
新宿センタービル 私書箱4046号  
JJ Field Free係まで  
TEL03(3345)1181 FAX03(3348)6528

私たちはジブチ共和国という国家主権の要請でジブチ国民を含めたソマリア難民救援医療活動のためはるばるアフリカに医療チームを派遣しているのであって、国連難民高等弁務官現地事務所の要請で動いているわけではありませんでした。ましてや「国境なき医師団オランダ」の許可のもとに医療活動を展開するというのは晴天のへきれまきでした。「国境なき医師団オランダ」の派遣メンバーは看護婦1名、助産婦1名、コ—ティネーター2名の総計4名で、主たる支援業務は予防接種と水の供給でした。要するに医師は私たちが派遣しており、派遣人数も私たちは三十数名を予定しており圧倒的に差がありました。派遣期間は私たちは12月までで、「国境なき医師団オランダ」は9月まででした。この現実を考えると、「国境なき医師団オランダ」の許可のもとに活動することはなんととしても納得がいかなかったのです。

この問題に対するファラー大使の答えは明快でした。

「アジア医師連絡協議会はジブチ共和国の要請に基づいてソマリア難民救援医療活動を実施しているのだから、そのまま活動をジブチ共和国保健省、外務省及び難民局と

連絡を取り合って続行していただければよい」

即ち「国家主権は国連権限に優先する」という単純明快な論理でした。国連難民高等弁務官現地事務所責任者の認識違ひという結論でした。

その後、話し合いによりアジア医師連絡協議会が治療と衛生教育を担当、「国境なき医師団オランダ」が予防接種と水供給を担当することに正式決定となりました。現在は、ソマリア難民キャンプの医療活動は関係者間で定期的協議を持ちながら協力的に実施されています。お互い平等な関係です。

世界各地で紛争が相次ぎ救援活動が必要とされる事態が次々と出現すると思います。当然、国連機関の役割も重要です。しかし、日本でもはやされているように国連機関万端ではありません。その立場と役割を、はっきりと誤解なく認識しておくことが大切です。

いずれにしても、難民救援活動においては難民の流入した国の置かれた立場とその国の持つ国家主権を尊重して行動することがいちばん重要なことです。